



Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第4報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 26(1), 33-58
Issue Date	1976-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31336
Type	departmental bulletin paper
File Information	26(1)_P33-58.pdf



帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析（第4報）

荒 又 重 雄

V 1906年—1910年の『報告集成』に関する初歩的分析（続）

この期間の罰金制度の動きをみよう。工場監督官に証明をうけた罰金徴集表を有し、かつ実際に罰金を賦課した事業所の、工場監督下にある全事業所に対する比率と、そのもとにある労働者数の比率とが第88表に示されている。全体としてみて、1905年からの革命的動揺の継続している1906年—1907年には、罰金制度の適用が低下し、また反動期に入るとともにより広く適用されはじめている。この動きは、事業所内における労資の力関係にある程度反映しているものとみてよいであろう。1906年版『報告集成』は、「罰金控除が年々減っているが、その原因は、労働者に不満の因をあたえて、それによりストライキがひきおこされることへの、事業所支配人のおそれである¹⁾」、と指摘している。1908年以降の支配人側の立ちなおりも、第88表にみる適用率に関するかぎり、1910年にはもうすでにある限界にたちいたっているかにみえる。

このうごきをさらに第89表についてみると、多少こととなった様相があらわれる。1906年以降、罰金総額も罰金賦課件数も、一貫して増大している。賃金100ルーブリ当り罰金も、労働者1人当り罰金も然りである。第88表と直接に符合するのは、1910年にいたっても1901年の水準すなわち賃金100ルーブリ当り罰金22.5カペイク、労働者1人当り罰金45.4カペイクには達していないことくらいである。

この間の事情について、『報告集成』は次のような重要な指摘をしている。すなわち、1908年版および1909年版にいわく、1件当り罰金額はむしろ減少しているが、そのなかで頻度が増大している²⁾、と。ここに、罰金制度適用にあたっての資本家側の態度の変化があらわれているものとみられる。一回に

第88表 罰金制度適用状況

	1906	1907	1908	1909	1910
(事業所比率)					
ベテルブルグ	42.3	37.5	38.1	44.0	41.9
モスクワ	40.3	27.1	29.9	33.2	34.2
ワルシャワ	13.6	12.7	15.3	17.2	16.8
キエフ	22.9	17.6	17.0	16.5	14.0
ポボルジ	13.5	14.6	16.7	16.8	13.7
ハリコフ	18.4	14.9	19.1	19.2	16.7
(労働者比率)					
ベテルブルグ	79.2	78.9	77.7	82.7	80.7
モスクワ	81.5	75.3	80.0	81.3	80.9
ワルシャワ	56.1	55.0	61.1	63.3	62.6
キエフ	62.9	49.4	49.7	49.5	46.9
ポボルジ	46.2	49.2	51.5	56.0	49.3
ハリコフ	58.5	45.2	55.4	55.6	55.9

第26表参照。

第89表 労働者の罰金賦課

	件数	罰金総額 (ルーブリ)	賃金100ルー ブリ当り罰金 (コペイカ)	1人当り罰金 (コペイカ)
1906	1,732,665	276,626	9.6	22.1
1907	1,903,525	312,235	10.1	25.9
1908	2,690,036	432,658	13.9	33.9
1909	3,197,734	464,976	14.8	35.2
1910	3,282,492	544,643	16.3	39.6

第27表参照。

目だつほどの額を懲罰的に与えて、労働者の義憤をかってはいけな。しかし、事業所内の小さな乱れにも機敏に対処して、その都度警告する、ということであろう。もちろん、1886年法成立時のような、罰金を理由にしての実質賃金率の切り下げをねらえる段階ではない。1901年にくらべて1910年は平均年賃金額が増大しているので、手取り賃金に対する罰金控除の比率は大きく低下している。

罰金制度のある変化は、第90表にもあらわれている。すなわち、1908年版

第90表 罰金賦課理由別構成

	粗漏な作業		欠 勤		規 律 違 反	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1906	1,317,450	126,875	256,789	105,876	158,426	43,874
1907	1,441,267	145,241	282,591	119,570	179,667	47,423
1908	3,118,157	229,068	337,717	141,178	234,162	62,411
1909	2,625,218	268,994	305,076	120,684	265,440	75,296
1910	2,573,541	294,984	399,257	165,275	309,694	84,382
(1909)						
ベテルブルグ	341,705	32,880	65,560	34,955	70,319	26,966
モスクワ	2,078,171	191,302	165,181	61,951	122,083	27,611
ワルシャワ	152,633	25,661	21,348	4,206	35,795	7,684
キエフ	6,200	1,998	7,224	2,651	13,050	4,098
ポボルジ	12,794	3,228	22,387	5,142	7,253	2,693
ハリコフ	33,715	13,922	23,376	11,776	16,940	6,242

(注) 金額は1ルーブリ未満切りすて、第28表参照。

『報告集成』が指摘しているように、罰金賦課理由の中で粗漏な作業に対するものが、件数で急増していることである。そのうごきは1909年—1910年で多少かわるが、賦課金額に関するかぎりは最も増大している。「第2報」にも触れたことであるが、欠勤、規律違反、粗漏な作業という、法定の三つの罰金賦課理由のなかで、粗漏な作業という理由が、陶冶された労働者にも適用しやすいものである。罰金制度は維持されるが、その内容は、徐々にではあれ近代化しようとしている。さらに、工場管区別にみて、三種の罰金賦課理由のウェイトに差異があることは、1901年—1905年を分析したときと同じであり、キエフ管区では規律違反を理由とするもの多く、ポボルジ管区では欠勤を理由とするものが多い。しかし、全体として、管区別の理由構成の差異が減少しつつあることがみとめられるのである。⁴⁾

罰金基金からの扶助金も大いに利用されつづけている。第91表にみるように、1903年労働者災害補償法が適用されても、労働力喪失への扶助金の支給に影響が出ているようにはみうけられない。むしろ、影響があったとすれば、扶助金と雇主補償とが入れかわるよりは、労働力喪失への扶助金支給件数を

増加させるようなものであったかも知れない。とくに永久労働力喪失への扶助金の件数、金額の伸びが目だっている。しかし、他方、一件当りの扶助金額が極力おさえられていることも目だつ。妊娠に対する扶助金をのぞけば、一件当り支出金額はすべて1906年に比して1910年には減少している。妊娠に対するそれだとしても、平均賃金額が上昇していることと関連させて考えれば、相対的には明らかに減少している。扶助金に対する労働者の権利意識の増大と、扶助金支出を増大させまいとする資本家側の努力とが、このように拮抗していたとみられる。

扶助金支出を抑制しようとする努力は、罰金基金を保全しようとする努力から出ていた。第92表にみられるように、基金は1905年、1906年、1907年を

第91表 罰金基金からの扶助金

	永久労働 力喪失	疾病によ る一時的 労働力喪 失	妊 娠	葬 祭	火災その 他による 資産喪失	そ の 他	計
(件 数)							
1906	6,537	29,820	17,599	17,968	5,077	8,353	85,354
1907	6,433	28,379	20,144	19,252	5,189	6,103	85,500
1908	9,029	31,989	19,834	21,169	4,048	6,542	92,611
1909	8,024	35,018	21,407	21,930	4,065	5,476	95,920
1910	10,894	39,598	25,290	23,639	4,547	6,258	110,226
(支給金額)							
1906	72,109	142,130	63,069	99,175	59,553	46,201	482,239
1907	70,195	141,663	64,531	101,354	49,064	44,511	471,320
1908	89,524	151,785	70,577	113,282	45,291	44,377	514,837
1909	93,815	165,116	77,593	114,871	45,433	37,350	534,182
1910	104,517	171,427	93,274	128,175	50,038	45,317	592,752
(1件当り金額)							
1906	11—03	4—77	3—58	5—52	11—73	5—53	5—65
1907	10—91	4—99	3—20	5—26	9—46	7—29	5—51
1908	9—92	4—74	3—56	5—35	11—19	6—78	5—56
1909	11—69	4—72	3—62	5—24	11—18	6—82	5—57
1910	9—59	4—33	3—69	5—42	11—00	7—24	5—38

(注) 支給金額は1ルーブリ未満切捨て、1件当り金額はルーブリーコペйка
第29表参照。

つうじて減少して行った。もちろん、罰金徴集による収入よりも扶助金支出の方が大きかったからである。1908年以降の罰金基金はやや安定をみせるが、1908年、1909年、1910年をつうじて、なお罰金徴集による収入よりも扶助金支出の方が大である。それでもなお、残高が増大に転じたのは、年4%の金利分があったからである。この期の終りころにも、全体としての罰金基金はきわどいところでかろうじて安定していたといえよう。

ところで、罰金基金は事業所ごとに設置されていた。そしてこの基金の運営に対して、工場監督官たちが指導監督にあたっていた。1906年版『報告集成』には、ウラジミル県主任工場監督官の要旨次のような報告がのっている。いわく、罰金徴集が減ってきたので、基金の利子と合わせても、求められる扶助金を支弁できなくなってきた。かつて何10ルーブリと払った扶助金も2～3ルーブリに削減しなくてはならなくなった。労働者は基金の元本も分与せよと要求する、しかし、やがて罰金収入がゼロになるときも予想されるなかで、労働者の痛切な必要を満たすに罰金基金の利子のみしかあてにできなくなるときのことを考えておかななくてはならぬ。その元本も分与してしまつたら、工場監督官による25年間の努力の成果がふいになる。工場監督官は1893年4月12日付県工場問題審判所の解説 разъяснение と1895年2月4日付の同解説にしたがい、基金元本を不可侵なものとし、扶助金支出は年間罰金

第92表 罰 金 基 金 動 向

	期首残高	前年にくらべての増減	労働者からの罰金	労働者への扶助金	期末残高	期末残高資産形態		
						証 券	預 金	事業所金庫
1905	3,032,515	76,761	316,809	549,173	2,987,272	2,293,758	457,815	155,698
1906	2,909,588	(-) 122,827	276,625	482,239	2,787,043	2,204,852	425,946	156,244
1907	2,782,197	(-) 127,391	312,234	471,320	2,703,806	2,113,253	424,720	165,832
1908	2,720,090	(-) 62,107	432,658	514,837	2,748,265	2,092,525	455,105	200,634
1909	2,747,976	27,886	464,975	534,182	2,819,502	2,124,625	482,872	212,005
1910	2,820,269	72,293	544,643	592,752	2,898,776	2,173,475	504,313	220,987
1911	2,890,905	70,636	—	—	—	—	—	—

(注) 1ルーブリ未満切捨て、第30表参照。

収入と利子にかぎるものとし、最終原資からの支出を拒んできた。しかし、いまや、解説の効力は疑問視されはじめている。元本保全の目的のためには、より権威ある規程 *постановление* を制定する必要がある、と⁵⁾。個々の事業所の罰金基金の中には、元本も喰いつぶして空になったものもあったことであらう。

第92表の罰金基金期末残高の資産形態をみると、残高の大部分は、工場主の流動資本部分に組み入れられることをさけるためにきめられたとおりに、証券の形をとっている。そして、預金がこれにつぐ形であり、事業所の金庫にあるものは全体の1割にみたない。とはいえ、1908年以降とくに、証券の伸びよりも預金、さらには事業所金庫にあるものの伸びがいちぢるしい。これに関連して1906年版『報告集成』は次の点を指摘している。すなわち、若干の県では、工場所有者たちは、相場の下落した有価証券の販売から生ずるかも知れない損失から罰金基金を守る、との理由で、基金の一部を自分の事業に貸付けたのである。有価証券に信用が小さかったロシア的特徴を認めるとしても、そのことをもってする自己の事業への貸付は、利子をつけるし、やがて元金は返済するしということはあるが、罰金を直ちに資本に合した古い1886年法以前の状態へ向かっての、一步後退であらう。こうした基金の一部の工場主への貸付は、監督官たちの報告にまちまちに扱われていたので、これをあらためて点検しなおした結果として報告されたのが第93表である。この表にみるかぎりには、あたらしい動きは金額的にも些少な、また発生件数も散発的なうちに工場監督当局の規制にあい、縮少に転じて行ったもののようである。

各事業所ごとの罰金基金を前提し、それらの上に積みかさねられていた帝国労働者疾病傷害扶助基金の動向については、1900年代前半において、つねに工場監督当局が内容不分明ゆえに不満をもらしていたところだが、この期間になって次第に内容が明らかにされてきた。第94表によると、1905年までについての第32表によるよりも、多くの推定が可能である。この基金は、閉鎖された事業所の罰金基金残高と、工場主へ賦課された罰金を収入源とし、

第93表 罰金基金からの貸付

	事業所への貸付残高
	(ルーブリ)
1906年1月1日全ロシア	17,914
うちウラジミル県	(6,117)
コストロマ県	(3,862)
カリシ県	(442)
オリョール県	(5,233)
トゥラ県	(2,198)
1907年1月1日全ロシア	26,980
うちウラジミル県	(7,156)
コストロマ県	(13,232)
オリョール県	(1,155)
トゥラ県	(5,230)
ハリコフ県	(207)
1908年1月1日全ロシア	27,739
1909年1月1日全ロシア	10,955
1910年1月1日全ロシア	9,620
1911年1月1日全ロシア	7,871

第94表 帝国労働者疾病傷害扶助基金動向

	期首残高	収 入			支 出			期末残高
		計	実際収入	資金運用 による収 入	計	労働者へ の扶助金 (含 送料 金)	資金運用 による支 出	
1906	476,564	104,006	—	—	43,551	—	—	537,019
1907	537,019	137,988	52,987	85,009	121,826	35,864	85,962	553,181
1908	553,181	675,993	78,225	597,767	634,900	41,069	593,830	594,225
1909	579,416	67,993	62,793	5,200	43,856	39,001	4,855	603,553
1910	603,553	140,790	59,864	80,925	*121,391	42,001	80,889	620,952

(注) 1ルーブリ未満切捨て、*とりすぎた罰金500ルーブリの返却も含む。
第32表参照。

労働者への扶助金支給を、そうした収入と基金元本への利子の半額を限度として行なうことになっていたのであるから、第94表における実際収入の欄と労働者への扶助金支給の欄とを照合させるならば、この慈善的基金からの扶

助金支出は、ほぼとりきめられている限度一杯はなされていたものと推定されるのである。さらに期末残高の増加額と労働者への扶助金支給額とを比較すると、後者の方がはるかに大きいのであり、その点だけからすると、帝国基金はとりきめられた基準以上に慈惠的に支出しているようにさえみえる。

そうした事情を明らかにするものとして、第95表、第96表をみよう。まず、第95表からはじめると、当年度に納入義務の決定した額に対して、実際に当年度のうちに納入された額は、しばしば半分にも達しない。当年度に納入義務の決定した金額と、その年度に納入された額の総計を比較しても、納入額の合計の方がやや上まわるのは1907年と1908年のみである。ということは、未納金が累積して行くということである。第95表は年次をおっての推移についてみると、必ずしも正確な数値を示してはいない。みられるとおり、未納金の期末額と期首額とは一致していない。しかし、これは、帝政ロシアの社会統計においてめずらしいことではない。ともあれ、未納金の累積はあきらかである。

第96表をみると、どこでどれだけの額の納入義務が決定し、どこでどれだけの未納金が累積するかが明らかとなる。破産して閉鎖した事業所の罰金基金を帝国基金に管理換えするのが一番困難なのではあるまいか、との予想は裏切られる。工場監督官たちが事業所ごとの罰金基金をわがもののようによく大切に管理していたからであろうか。閉鎖事業所の罰金基金からの納入は、時折おもわしくない年度もみられるが、概していえばまずまず良好といっていよい。それに比して、審判所の決定による罰金の納入ははなはだかんばしくないし、裁判所の決定による罰金の納入さえも、あまり成績がよくない。第94表にみた、期末残高の増加が労働者への扶助金支出に比して小さいことの秘密は、専制政府が収入予算の執行を、つまり資本家からの取立てを厳しくしなかったことにある、といえるであろう。帝国基金からの扶助金支出総額を、収入予算の半分に限ったことの意味は、この慈惠的労働政策をブルジョアジーの意向と妥協させるところにあった。

おそらく専制の各部局からの要求があって、この帝国基金の管理は次第に

第95表 帝国扶助基金への納入状態 I

	1900年1月以後納入義務額中の未納分	当年度に納入義務の決定した額	納入さるべき金額合計	年度中に納入された額	1900年1月以後の未納金中から納入された額	1900年1月以前の未納金のうちから納入された額	納入額合計	1900年1月以後の未納金の期末額
1901	22,376	66,881	89,257	46,588	13,761	—	60,350	30,474
1902	30,539	63,510	94,050	31,920	16,731	10,424	59,075	45,084
1903	45,034	61,736	106,770	27,173	21,816	474	49,463	54,852
1904	53,582	68,766	122,367	38,213	19,689	360	58,269	64,242
1905	62,844	34,838	97,683	13,069	12,070	1006	26,145	72,544
1906	69,329	35,365	104,695	18,885	15,420	—	34,305	70,811
1907	70,326	29,543	99,735	14,690	15,770	—	30,467	69,267
1908	69,624	38,599	106,076	26,596	13,694	—	40,291	66,515
1909	66,700	38,782	104,219	22,109	13,781	313	36,203	67,969
1910	—	—	—	21,240	14,857	—	36,097	—

(ループリ)

第96表 帝国扶助基金への納入状態 II

	当年度に納入義務の決定した額			うち当年度中に納入されたもの			期末累積未納金 (1900年1月1日以降)		
	審判所による	裁判所による	閉鎖事業所の罰金基金	審判所による	裁判所による	閉鎖事業所の罰金基金	審判所による	裁判所による	閉鎖事業所の罰金基金
1901	36,396	1,106	29,379	21,738	686	24,164	23,028	840	6,606
1902	48,431	999	14,080	20,934	624	10,361	39,737	995	4,352
1903	50,711	1,331	9,694	19,695	690	6,788	48,562	1,207	5,083
1904	39,040	650	29,100	17,174	675	20,353	51,678	191	12,373
1905	20,594	199	14,225	9,598	134	3,337	50,260	265	22,019
1906	26,958	274	8,133	10,073	74	8,737	52,744	400	17,667
1907	22,281	305	8,189	11,229	295	3,117	47,716	376	21,174
1908	27,135	244	11,465	14,470	189	11,936	46,365	431	19,718
1909	32,884	160	5,738	17,323	150	4,635	48,348	380	19,240
1910	27,850	827	?	14,667	575	5,998	?	?	?

(ループリ)

厳格になっている。債権をあいまいにしない努力と結びつてのことと思われるが、1900年よりまえの未納金と、1900年1月以降の未納金とが区別され、あたらしい債権について、よりきびしい要求がなされるようになった。1907年以後、はとくにきびしくなったようにみえる。第95表にみる当年度納入義

務決定額と納入額合計との関係や、第96表の裁判所による罰金決定とその年度内納入の関係などがずれの少ないものになっていることにかがわれる。また、債権を1900年以前のものとの以後のものとのにわたったことにつづいて、第97表にみるように、納入金の取立て中止額もはっきりさせられるようになった。もっとも、この取立て中止の理由が、不良債権の切り捨てであるのか、審判所が工場主の罰金納入義務を解除したものであるのか、詳細は不明である。

さて、帝国労働者疾病傷害扶助金と関連して、第98表にみるように、工業事業所所有者への罰金賦課状態が明らかになる。これは大変に興味あるデータである。審判所および裁判所の審理にいくらかの時間が必要なることを考慮

第97表 帝国扶助基金への納入金取立て中止額（ルーブリ）

		未納金分から	当年度納入義務決定分から	当年度納入分から
1903	2,979	—	—	—
1904	2,034	1,404	25	605
1905	869	687	180	—
1906	965	965	—	—
1907	1,414	134	1,231	49
1908	2,392	2,147	245	0
1909	1,623	1,263	—	360

第98表 工業事業所の所有者等への罰金

1910	罰 金 総 額 (ルーブリ)	審判所の決定によるもの			裁判所の判定によるもの		
		決定件数	罰 金 額	1件当り 罰 金 額	判決件数	罰 金 額	1件当り 罰 金 額
ペテルブルグ	5,795	71	5,730	80—70	2	65	32—50
モ ス ク ワ	6,130	88	5,935	67—44	6	195	32—50
ワルシヤワ	4,820	73	4,500	61—64	12	320	26—67
キ エ フ	5,052	71	4,890	68—87	6	162	27—00
ポ ボ ル ジ	3,250	50	3,190	63—80	2	60	30—00
ハ リ コ フ	3,630	49	3,605	73—57	1	25	25—00
計	28,677	402	27,850	69—28	29	827	28—52

1件当り罰金額はルーブリーコペイカ。

して、第98表が1910年の数値なので、これを第85表の1909年の数値と照合してみよう。調書にとられた工場支配人の法違反のうち、1909年には418件が工場問題審判所に送致されており、153件が一般司法機関に送致されている。これらの数値は、1906年—1910年にはほぼ安定しているから、1909年を選択したことの是非は結果にあまり影響しない。この数値には蒸気機関関係は含まれていないのであるが、一応この場合に関係が薄いとみるとしよう。すると工場問題審判所に送致された418件と、同審判所が罰金を決定した402件とが数的に接近していることに気がつく。これに対して、一般司法機関に送致した153件と、裁判所が決定した罰金29件とは、数的にいちぢるしい差を示している。審判所が他から決定をくつがえされるおそれなく決定しうるのは、100ルーブリ以下の罰金のみであること、裁判所のなす判決のうちで、罰金はごく一部にすぎないことを考えれば、諒解できる。しかし、審判所の決定した平均69ルーブリ(100ルーブリ以下である)の罰金とくらべて、裁判所による罰金が平均29ルーブリ弱であることの意味は、これだけの資料ではわからない。

各工場管区ごとに、支配人等への罰金決定件数を1909年の工場監督下にある事業所数で除して比率を出してみたところ、次のごとくであった。ペテルブルグ3.3パーセント(以下パーセント略)、モスクワ3.5、ワルシャワ2.3、キエフ2.6、ポボルジ3.0、ハリコフ1.9。この数字でみたかぎりでは、少くとも全ロシア帝国規模では、工場監督制度が資本の集積を強力に推進しているとはいえない。工場労働者の集積度が高く、ゆえに工場監督の力点地域になっているペテルブルグ、モスクワ各管区において高く、小事業所が散在しているワルシャワ、キエフ、ハリコフ各管区において低い。

罰金基金制度を存続させながらも、ツァーリ政府は1903年6月2日付で労働者の業務上の災害の責任をある程度雇主に負わせる労働者災害補償法を成立させ、1904年1月1日から施行した。この法律に関連する行政事務が工場監督官にかかることになった。したがって、そのことについての情報が『報告集成』にあらわれる。まず、これまでも存在した労働災害に関する申告

統計と並んで、1903年法を適用される労働災害についての統計があらわれる。1903年法の適用領域は、工場監督一般よりは狭いのであり、そのこととからんでたとえば1910年版『報告集成』はチェルニゴフ県主任工場監督官の指摘するところだとして、その県の酒造工場は農業的な事業所であるゆえに1903年法の適用うけないのだが、労働災害の被災者はかなりの数にのぼり、問題であると記載している。ところが第99表に1903年法の適用される死亡事故をみると、第86表の申告された労働災害による死亡事故よりも各年度について僅かずつだが多いのである。

第99表に書きこんでおいたように、災害の総数についてみると、申告された災害に対して1903年法の適用される災害の比率は、75%前後に留まっているが、それは死亡以外の災害が後者で低くなっているゆえである。ここから次の推定が可能であろう。死亡事故については、もちろん1903年法に関連した統計数値の方がより正確であり、申告統計は事故をすべてあらわしてはいない。それに対して死亡以外の事故は、1903年法に関連した統計数値はいちぢるしく小さくあらわれている、と。この推定を一層確かにする情報として、1909年版『報告集成』に記載された次の事情がある。モスクワ管区工場監督官によれば、ウラジミル県の若干の大マニユファクチュアでは、その工場で労働災害にあい、労働能力の15%以上を喪失したものは解雇されるきまりが

第99表 1903年法の適用された労働災害

	1903 年 法 適 用 事 件 総 数						死亡および永久的労働力喪失小計
	災害数	申告された災害に対する率 (%)	死 亡	労 働 力 喪 失			
				一時的	永 久 的		
					部分的	完 全	
1904	47,205	67.7	382	40,640	5,753	70	6,205
1905	52,655	73.8	332	42,901	8,196	59	8,578
1906	60,142	76.4	371	46,994	10,296	60	10,727
1907	63,551	75.3	463	48,757	11,671	53	12,187
1908	58,009	75.9	378	45,817	10,349	37	10,764
1909	54,304	76.5	422	43,451	9,224	33	9,679

あった。トウラ県主任工場監督官も、大繊維工場で、転帰後の永久的労働力喪失が如何に僅少なものであろうと、身体損傷に対して年金あるいは一時金をうけとった労働者は再びその工場に採用されることはない、という慣習が確立していた、とつたえている。永久的労働力喪失について然りとすれば、このような工場主の態度が一時的労働力喪失の場合にもあらわれなかったはずがない。

1903年法は労働力喪失3日以上の労働災害の補償を工場主に要求する権利を労働者に与えた。まず工場主の負担による治療 *лечение* をうけ、かつ転帰がくるまで自分の平常の賃金の半額をうける権利(第6条)、ついで永久労働力喪失があればそれに応じた金額を補償される権利である。転帰以前については工場監督官が法の履行状態を監督することになっていたが、転帰以後の補償をうける権利については、被災者は、直接法廷に訴える方法によってか、あるいは工場主との和解を求めて工場監督官の介入をたのむ方法によってか、のいずれかで行使できた。工場主は、労働災害が被災者の悪計によって発生したものであるか、作業の条件や諸事情では正当化できない甚だしい軽卒さによるか、いずれかであると証明できたときは、補償の義務をまぬかれた。工場監督官の介入により、法の基準に合致した内容の合意が成立したときには、その文書 *акт* を工場監督官は認可し、それにより、この合意は法廷における和解 *мировая сделка* と同等の効力をもつものとなる(第31条)。工場主は合意を拒むことができるが、被災労働者には工場主を法廷に訴える道がのこされており、そのさいは労働者は補償とともに法廷費用その他事務費を要求できた(第40条)。

第99表の最後の欄が、転帰後に労働者が補償を要求しうる事件数を示している。そして第100表は、そのうち、工場監督官が介入した事件を示している。第99表に示された可能な件数と、実際に工場監督官が介入した件数とは多少のずれをみせている。その理由として第一に、労働者が実際に権利にもとづいて要求したかしないかの問題があり、第二には、工場監督官の介入を要請する道をとるか、直接に法廷に訴えるかの問題がある。さらに、第三に、

この権利の時効は一般に2年以上（第36—38条）であったから、過年度の事件に工場監督官が介入することがある⁹⁾。第四に、被災者が再検査をうけ、合意文書がかきかえられることがある¹⁰⁾（第44条）。第五に、一度不合意の文書がつくられてから、合意の協定がつくられることもある¹¹⁾。第六に、ペテルブルグのプチロフ工場における1907年の例のように、工場監督官の認可した一つの文書の中に、複数の労働災害についての事項が記載されたこともあった。¹²⁾

こうしたずれを多少念頭におくとしても、第99表に把握された転帰後の権利は、全体としては一応現実的に発揮されたし、そのさいほとんどが工場監督官の介入を依頼する形でなされた、とみることができる。そして、それらの事件のほぼ7割は和解協定に達している。そのさいの監督官たちの努力について、『報告集成』は各所で強調している。たとえば1907年版には次のようにある。「労働者が無智であること、さらに、しばしば被告たちも法にあまり通曉していないことを考慮すれば、たとえ双方ともが和解でおわらせたいとね

第100表 補償に関する協定成立状態

	認可された協定書		不合意の文書 (協定に達せず)		認可されなかった協定書		総件数
	件数	%	件数	%	件数	%	
1904	2,425	79.0	627	20.4	19	0.6	3,071
1905	6,809	81.0	1,542	18.3	55	0.7	8,406
1906	9,760	78.5	2,639	21.2	39	0.3	12,438
1907	10,739	72.6	3,907	26.4	141	1.0	14,787
1908	9,822	69.0	4,283	30.1	135	0.9	14,240
1909	8,517	67.6	3,940	31.3	141	1.1	12,598
1910	8,713	69.6	3,677	29.3	135	1.1	12,525
(1910)							
ペテルブルグ	2,865	60.6	1,193	38.8	18	0.6	3,076
モスクワ	2,429	75.9	727	22.7	41	1.3	3,197
ワルシヤワ	1,513	68.0	695	31.2	18	0.8	2,226
キエフ	622	75.2	197	23.8	8	1.0	827
ポボルジ	764	74.5	251	24.5	11	1.1	1,026
ハリコフ	1,520	69.9	614	28.2	39	1.8	2,174

がっているときでも、合意条項は双方からの何回もの話しあいが必要としたし、彼らにそれぞれの権利と義務とを説明し、法の要求するところを説明するに、工場監督官の労働と時間の莫大な量を要求したしすることを、想像するの¹³⁾に困難はない」と。しかし、こうした努力によっても、次のような問題点¹⁴⁾がのこっていた。第99表と第101表を照合すればわかることであるが、比較的¹³⁾に明瞭に統計にもあらわれる死亡事故については、補償されている件数が少ないのである。もちろん第101表にあらわれているのは工場監督官を介したもののみだとはいえ、他の道をとったものが多いとは考えられず、1907年については463件のうち213件、1908年については378件のうち199件と、それぞれの版の『報告集成』も心に懸けている。おそらく、死亡事件ははっきりしているが相続人らが権利を放棄する、その他の事故は本人が放棄するから第99表にも少なくしかあらわれない、ということであろう。

第101表 認可された補償協定内容 I

	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910
死 亡 件 数	105	197	228	213	199	223	274
平 均 年 賃 金	251	258	258	280	327	321	324
平 均 年 金 額	125	119	123	131	154	152	143
賃金に対する年金の割合	49.6	46.2	47.1	47.0	47.0	46.6	44.2
労働力完全喪失件数	17	45	46	43	42	35	34
平 均 年 賃 金	310	265	328	354	386	333	272
平 均 年 金 額	207	177	213	236	252	222	182
賃金に対する年金の割合	66.7	66.8	64.9	66.5	65.2	66.6	67.1
労働力部分喪失件数	2,228	6,524	9,446	10,076	9,581	8,259	8,405
平 均 年 賃 金	301	311	335	335	328	330	330
平 均 年 金 額	31	29	27	26	29	30	30
賃金に対する年金の割合	10.2	9.2	8.1	7.8	8.8	9.1	8.9
総 件 数	2,350	6,766	9,720	10,332	9,822	8,517	8,713
年 金 総 額	84,817	218,773	292,448	301,512	317,781	290,565	295,551

年金・賃金ともにルーブリ、以下四捨五入。割合はパーセント。

第100表についていまだ少し検討しよう。総件数の7割前後が工場監督官に認可されて和解となるが、3割は合意に達しないし、わずかではあるが認可を拒否される事件もある。認可を拒否されるのは、労働力喪失程度の判定や労働者の年賃金の算定が法の要求する水準に達しないからである。こうした事例は件数としては小さくあらわれているが、背景には次のようなケースがたくさんかくされていたものであろう。1908年版『報告集成』には、モスクワ県主任工場監督官の次のような証言がある。工場主たちは工場監督官の介入を避けるために、まず労働者を買収して、双方である額に事前に合意したうえで、法廷をつうじてその額を要求させる。法廷では被告はその額に同意し、決定が出る。労働者はのちになって工場監督官を訪ずれて、法律にしたがえばもつと取れるはずであった額を受けとりたいと申立てるが、すでに不可能である。モスクワのある機械製作工場では、この年度に発生した30件の労働災害を、すべて工場監督官の介入をさせて、上述の方法で法廷にもちこんだ、¹⁵⁾と。とくにこの方法は、保険会社が補償責任を引きうけているとき(第52条)にひんばんにみられた。¹⁶⁾労働者は、一見大金にみえる金額に目がくらんで、ただ早くうけとりたいと思うのみの状態になるので、こうした方向へ容易にひきこまれる。認可を拒否される事件はモスクワ、ハリコフ両管区に多い。

認可される協定書が成立する事例が7割を占めるとはいえ、合意の成立しないものもかなり多いし、さらに、認可される割合を工場管区別にみるとモスクワ、キエフ、ポボルジ管区においてやや高いのに対して、ペテルブルグ、ワルシャワ、ハリコフ管区においてやや低くなっているのは注目される。労働者の要求が高度なのか、工場主側からの攻勢が強いのか、にわかには判定できないが、ともあれ、和解がより成立しにくい、つまり労資の対立がその面ではげしい、ということがいえよう。

さきに、和解協定の成立した場合についての検討をしよう。第101表にそれをみると、協定の内容は、死亡事故の場合には年賃金の44%前後、労働力完全喪失の場合に66.6%前後、労働力部分喪失の場合に9%前後となっている。死亡の場合には、死者の賃金の $\frac{1}{3}$ の年金を受給できるのが寡婦で、子、

兄弟、直系の親族はそれぞれ $\frac{1}{2}$ の年金を受給できる(第12条)が、それらの総計が劣を超えない(第15条)、つまり労働力完全喪失のさい本人がうけとる年金以上にはならない、ときめられていた。1907年版『報告集成』は、このことについて、死亡についての年金が平均して年賃金の47.0%であることは、誰かがが権利放棄したか、死者に近い親戚がなかったからかであろう、と推定している。

労働力部分喪失に対する補償は、賃金の9%前後となっている。ところで、この件についての年賃金と、死亡事故における年賃金とを比較してみると、後者の方が低く、しかもその差は早い年度におけるほど大であることに気づく。おそらく、権利意識の高かった高賃金層の方がより積極的にはやくから補償要求をなしたのであろう。

1907年版『報告集成』は、この労働力部分喪失への補償についても、次のようにのべるのである。すなわち、こうした損傷の大部分は全く小さなもので、倫理的にみれば、本質的に補償などありえぬようなものである。労働力完全喪失でも年金が賃金の66.66%をこえないとすれば、7.8%の年金は5.2%の労働力喪失に應ずることは明らかであり、すれば若干の労働力喪失は5%よりも小さいことを意味する。そしてドイツの社会保険では、その程度の労働力喪失には補償はなされない。そんなものに支払うことは労働者を墮落させるものだ¹⁸⁾とさえ考えられている、と。この判断は全くの計算ちがいから出ているように思われる。66.66%の年金が100%の労働力喪失に対応しているとすると、7.8%の年金は12.7%の労働力喪失に対応しているのである。そして、この労働力喪失程度の判定にも、検討すべき問題が多いのである。

1907年版『報告集成』には次のようにある。労働力喪失程度の判定において、保険会社の医師と工場や市の医師との間でくいちがいがおこること、同様にして工場医と政府の医師とのあいだでくいちがいがおこることは、全くありふれた現象であった。保険会社の医師と工場医は、必ずといってよいほど被災者の要求を値切った。被災者はしばしば認定のやりなおしを求めて郡や市の医師を訪ずれたが、政府の医師は工場労働の条件や諸事情について詳

しなかったので権威ある鑑定をなしえなかった。さらに、市や郡の医師が工場医を兼任しているような現象もありふれたことであり、そんな場合には、工場監督官は労働者の主張にどれだけの根拠があるのかを判定する可能性を全く失な¹⁹⁾った。

1908年版『報告集成』には次のようにある。すなわち、工場監督官たちの報告は、ますます強く、被災者の労働力喪失の証明問題を規制するよう主張している。その目的は労働力喪失の程度についてはっきりさせることである。鑑定においては正確な評価がなされなくてはならない。そして、被災者があちこちと医者たちのところを歩きまわるのを止めさせなくてはならない。医者たちは労働力喪失程度の判定において区々であり、これが合意成立を困難ならしめている。このことはとりわけ災害の頻発する大工業中心地でつよく感じられる。こうしたこととの関連で、この年度にはバクー市で石油業主大会評議会 Совет Съезда нефтепромышленников は、自分の資金で、被災者を検査するための特別事務局 бюро を開設した。この事務局は大会評議会から委任された2人の医師と、労働者が選んだ2人の医師とから成り、必要²⁰⁾のあるときは専門医が招かれる、と。

さらに次のようにある。ワルジャワ管区工場監督官のいうところによると、労働者たちは被災者の労働力喪失程度についての工場医および保険会社の医師の決定に不信をもっている。それはもっともであり、彼らは自分が勤務している機関の利益を支持して、一方的な性格の判定をなす傾向があるのである。こうした場合、工場監督官たちは労働者を政府の医師のもとにやるが、彼ら医師たちはしばしば、自分は専門家ではないし、同種の災害も知らないし、それとの関連での損傷についてのデータもないし、被災者の病気の経過²¹⁾も知らぬし、といって確固たる判定を与えることを拒むのである、と。

補償さるべき年金額の決定には、いま一つの要素として、年保険賃金 годовой страховой заработок の算定があった。つまり基準とさるべき年平均賃金の決定である（第16条）。1903年法は、それを平均日賃金に260日を乗じたものとした。平均日賃金とは何かについても、さっそく労資の紛争があ

った。時間外労働や休日労働への支払いを含めるか否かである。²²⁾ 260日は明瞭な規定であるが、労働年は産業別、地域別で大いに差があったから、こんどは現実の労資関係にひびいたであろう。砂糖工業などは労働年がみじかったが、多くの大工場では260日より大きかったとされている。一般に東から西にむけて労働年は大となっており、ポボルジよりは中央ロシア、南ロシアが、北部・西部はさらに大きく、ペテルブルグ県、プリバルト諸県、ヴィッスラ河沿いの地方では290—295日あったとされる。1907年版『報告集成』²³⁾は、上述の理由よりして、年保険賃金は現実の年賃金より低い、とみている。

労働年を一律に規定することからも明らかなように、年保険賃金の決定は労働基準にはねかえる。その顕著なあらわれが次の事例である。1903年法第18条によれば、工場鉱山問題審判所は、労災への補償額の最低をきめるために、雑役労働者の平均日賃金を計算基準として設定しなくてはならなかった。このきまりにしたがって、オロネツ県工場鉱山問題審判所は、その額を、1907年3月1日以降、成年男子について98カペイクと設定した。審判所のこの決定 *определение* は地元の新聞に発表されたのみならず、審判所の命令 *распоряжение* にしたがって各工場に掲示された。この98カペイクは現実の賃金よりかなり高かったので、労働者の中に動揺がおこった。日に40～60カペイクという地方的水準の支払いをうけていた労働者たちが賃上げを要求しはじめ、工場支配人たちは工場監督官を介して被災者と協定するのを避けはじめた。²⁴⁾

認可された協定の内容をいま少しくわしく分析するために第102表を作成した。まず罰金制度との関連で得られた平均年賃金と、1903年法にもとづいて算定された年保険賃金の平均とでは、はるかに後者が高い。これが何をいみするのかは、決定しがたい。260日という算定基準は、むしろ後者を低める要因だとされているし、時間外労働や休日労働への支払いも後者を低める要因であろう。しかし、雑役労働者の平均日賃金の決定や、被災労働者の中で補償への権利を放棄するものが無知で無権利な低賃金層に多いだろうことは後者を高める要因となるであろう。1910年版『報告集成』は、これについ

第102表 認可された協定内容 II

(1910)	1909年 の平均 年金 (罰金 に關す るデー タの)	死 亡				労働力の部分喪失			
		件 数	平均年 保険賃 金	平均年 賃金 額	年金の 賃金に 對する 割合	件 数	平均年 保険賃 金	平均年 賃金 額	年金の 賃金に 對する 割合
ペ テ ル ブ ル グ	303	33	384	192	50.0	1,825	381	34	8.8
モ ス ク ワ	202	51	270	148	54.9	2,372	277	22	8.1
ワ ル シ ヤ ワ	304	45	370	158	42.7	1,466	366	27	7.4
キ エ フ	176	28	232	105	45.1	592	294	32	11.0
ポ ボ ル ジ	206	47	263	105	40.0	712	297	31	10.3
ハ リ コ フ	249	70	381	147	38.6	1,438	367	38	10.4

金額はルーブリ、以下四捨五入。割合は原表から算出した。

て、災害の発生率は産業部門ごとに差があり、賃金の高く支払われている金属加工、石油採取などの部門で労働災害がよりひんぱんに発生することに原因があるだろうことは疑いえない、とのべているが、これに関する具体的データは示されていない。

第102表を第86表とくらべてみると、モスクワ管区は、申告された死亡事故が6管区中最少なのに、工場監督官によって、申告された件数以上の事件が審問されているばかりか、死亡事故の補償件数が6管区中第2位である。年金の年保険賃金に対する比率ももっとも高い。慈恵の労働政策とその背景とが想われるではないか。キエフ、ポボルジ、ハリコフの各工場管区で、労働力部分喪失の程度が平均して高くあらわれている。その原因は、何か重大災害の多いせいなのか、あるいは小災害について補償請求の権利が放棄されたためなのか、ここでは判断できない。

算定された補償の年金額が実際に受取られる形態について、1903年法は、それも双方の協議によるものとし、年金の形態の外に、これを10倍に資本還元した一時金の形態をみとめていた(第19条)。協定が成立した場合について、その補償の形態がどうなったかを示すのが第103表である。全体としてみると、死亡や労働力完全喪失のような補償額の大きいものは年金形態が多い。一時金にすると多額になって、支払う側でも苦しかったからであろう。それ

第103表 補 償 の 形 態

	死 亡		労働力完全喪失		労働力部分喪失		一時金件数 合 計
	年 金	一時金	年 金	一時金	年 金	一時金	
件 数							
1904	55	50	9	8	142	2,086	2,144
1905	91	106	31	14	454	6,070	6,190
1906	111	117	33	13	628	8,814	8,948
1907	103	122	22	21	1,163	8,913	9,056
1908	121	82	30	12	1,596	7,983	8,077
1909	151	91	25	10	1,378	6,883	6,984
1910	166	127	21	12	1,333	7,070	7,209
割 合							
1904	52.4	47.6	53.0	47.0	6.4	93.6	91.2
1905	46.2	53.8	68.8	31.2	6.9	91.5	91.5
1906	48.7	51.3	71.8	28.2	7.1	92.9	92.1
1907	45.8	54.2	51.2	48.2	11.5	88.5	87.5
1908	59.6	40.4	71.4	28.6	16.6	83.4	82.2
1909	62.7	37.3	71.4	28.6	16.6	83.4	81.8
1910	56.7	43.3	63.6	36.4	15.9	84.1	82.6
(1910) 件 数							(年金・一時 金総件数)
ペテルブルグ	22	16	4	3	166	1,659	1,870
モスクワ	33	25	1	5	339	2,032	2,435
ワルシヤ	26	23	2	0	97	1,369	1,517
キエフ	15	13	1	1	89	503	622
ポボルジ	25	23	4	1	138	574	760
ハリコフ	45	27	9	2	504	933	1,484

に比して、労働力部分喪失についての補償は、一時金形態が圧倒的である。多少の金額は支払っても、被災者との関係を切って事業所が身軽になりたかったからであろう。

ところで、全体としても、とくに大量の件数をかかえる労働力部分喪失についても、時系列的にみると、年金形態の比重が増大している。これは、やはり補償を一挙に支払うことの資金的苦しさを避けるためであろう。ポボルジ管区の工場監督官たちからの次の情報もこれに関連して理解しうる。すな

わち、工場監督官により認可された一時金による補償は、実際にはかなり減額して支払われていた。それでも被災者はまったく満足して受領証を渡している。それは、被災者たちが工場支配人その他によって事件が裁判にかけられ、補償一時金を年金にかえられてしまうことを恐れたからである、と。算定された年金の小さいものほど一時金形態をとりやすいばかりではなく、年金形態の併存そのものが一時金額を切りさげる作用をしている。

第104表と第105表は、年金形態と一時金形態のそれぞれに仕分けして、合意協定の内容を示すものである。この両表を比較してみると、協定の成立した年金の10倍額と一時金額とでは、どの項どの欄をとってみても一時金の

第104表 年金形態での補償

	死 亡		労働力完全喪失		労働力部分喪失		合 計	
	件 数	平 均 年金額	件 数	平 均 年金額	件 数	平 均 年金額	件 数	年金総額
1904	55	158	9	241	142	65	206	20,072
1905	91	146	31	192	454	62	576	47,676
1906	111	149	33	232	628	63	772	64,038
1907	103	158	22	246	1,163	54	1,288	84,263
1908	121	174	30	284	1,596	55	1,747	116,837
1909	151	160	25	216	1,378	55	1,554	104,467
1910	166	168	21	191	1,333	57	1,520	108,378

年金額はルーブリ、以下四捨五入。

第105表 一時金形態での補償

	死 亡		労働力完全喪失		労働力部分喪失		合 計	
	件 数	平 均 一時金	件 数	平 均 一時金	件 数	平 均 一時金	件 数	一時金総額
1904	50	835	8	1,695	2,086	283	2,144	646,523
1905	106	949	14	1,449	6,070	265	6,190	1,729,566
1906	117	876	13	1,592	8,818	243	8,948	2,265,952
1907	122	891	21	2,218	8,913	224	9,056	2,153,908
1908	82	1,092	12	1,697	7,983	231	8,077	1,953,992
1909	91	925	10	2,395	6,883	244	6,984	1,787,078
1910	127	901	12	1,682	7,070	229	7,209	1,756,408

一時金額はルーブリ、以下四捨五入。

方が小さい。算定された年金が小さい場合は一時金で、大きい場合は年金で支払われており、また、一時金形態を獲得するために、労働者たちは多少の目減りを我慢している。

この両表には支払われるべき一時金総額と年金総額が示されている。年々あらたに決定される一時金と年金の総額は、1908年ころからある安定した値を示しはじめている。もちろん、一時金はよいとしても、年金の方は年々累積されてゆくので、直ちに現実に支払われるべき補償の総額が安定したとはいえないけれども、少くともある程度確かな推計を可能にするデータが集積されてきているといつてよいであろう。

決定された年金・一時金はかなりの幅で撒布されている。第106表にそれをみよう。死亡についての年金は50ルーブリから250ルーブリまでに多くのケースが分布しており、死亡一時金は400ルーブリから2000ルーブリまでに多くのケースが分布している。労働力完全喪失についての年金、一時金もほぼこれと同じである。労働力部分喪失については、当然のことであるが、年

第106表 年金・一時金の撒布状態(1910)

年 金				一 時 金			
	死 亡	労働力完 全 喪 失	労働力部 分 喪 失		死 亡	労働力完 全 喪 失	労働力部 分 喪 失
0～10ルーブリ	—	—	190	0～10ルーブリ	—	—	149
11～25	—	—	297	11～25	—	—	526
26～50	14	—	306	26～50	—	—	1,024
51～100	52	1	325	51～100	2	—	1,422
101～150	29	4	119	101～200	3	—	1,608
151～200	28	7	60	201～300	6	—	775
201～250	20	5	14	301～400	7	—	481
251～300	4	3	13	401～500	17	—	278
301～400	6	1	4	501～1,000	53	3	569
401～500	7	—	3	1,001～2,000	32	7	207
501～700	4	—	1	2,001～5,000	7	1	31
701～900	1	—	1	5,001～6,000	—	1	—
901～1,500	1	—	—				

金も一時金もより広範囲に分布している。死亡や労働力完全喪失のさいの例にはほぼ等しい例から、10ルーブリ未満という全く些少な金額の例までである。年金についてもそうであるが、一時金にすら10ルーブリ以下という例が少なくない。あまりに些少な災害にまで補償がなされるとして不満をもちた1907年版の『報告集成』の叙述も、ある程度の真実性が感じられるであろう。やがて労働災害保険とあわせて一般の疾病保険が準備されなくてはならなかった必然性がここにもある、と考えられる。

年金・一時金が決定されると、あと問題はのこらなかつたであろうか。1910年版『報告集成』には次のような情報がある。すなわち、キエフ工場管区のある監督官によると、「不具労働者が、閉鎖された1200万ルーブリの値ある冶金工場を相手どつて、執行命令書 *исполнительный лист* にもとづいて月額30ルーブリの年金を要求した。全裁判審級がこの執行命令書に注意を払わなかつた。工場の売却によつて得られた金額はすべて完全に、他の債権者たちに先立つ優先特権をもっているこの工場の株主たち *облигационера* に償ふことにむけらるべきであるからだ、というのがその根拠であつた。他の幾百万ルーブリの値ある工場も、それら株主たちのものと認められたのである」²⁷⁾。

さらに、先にも触れたように、補償一時金を受領した労働者は、しばしばその事業所から解雇された。

最後に、第107表をみよう。工場監督官が介入した事件のうち30%ほどは、協定不成立に終つたが、その不成立の理由別構成が示されている。不成立の理由としては補償の形態によるものは少ない。もっとも多いのは補償をうける労働者の権利そのものを理由とする不成立である。しかも、そうした理由の占める比率は、工場管区別でみると、まずベテルブルグ、ついでハリコフ、ワルシャワの各工場管区で大きいのである。労働者の権利意識のつよさの故か、資本家側の攻撃の姿勢のゆえか、いずれがどれだけつよいかはわからぬが、ともあれ、1903年法の慈惠的性格と、その20世紀初頭のロシアにおける積極的意義の限度とを読みとることが可能であろう。これは、第100表の示

第107表 補償協定不成立理由別構成

	不成立	補償の権利		補償の額		補償の形態		その他の事情	
	総件数	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1904	627	316	50.4	237	37.8	47	7.5	27	4.5
1905	1,542	783	50.8	633	41.1	55	3.6	71	4.5
1906	2,639	1,446	54.9	1,009	38.2	80	3.0	104	3.9
1907	3,849	1,972	51.2	1,380	35.9	204	5.8	293	7.6
1908	4,283	2,388	55.7	1,337	31.2	188	4.4	370	8.6
1909	3,940	2,135	54.2	1,317	33.4	220	5.6	268	6.8
1910	3,677	2,045	55.6	1,129	30.7	244	6.6	259	7.1
(1910)									
ペテルブルグ	1,193	730	61.2	345	28.9	32	2.7	86	7.2
モスクワ	727	353	48.6	323	44.4	28	3.9	23	3.2
ウルシヤ	695	378	54.4	195	28.1	85	12.2	37	5.3
キエフ	197	97	49.2	57	28.9	19	9.6	24	12.2
ポボルジ	251	121	48.2	79	31.5	27	10.8	24	9.6
ハリコフ	614	366	59.6	130	21.2	53	8.6	65	10.6

すところとも合致している。モスクワ管区では、他の管区に比して協定の成立する可能性も大きいし、さらに合意成立しない場合にも、その理由が補償の額である場合が他の管区に比して大きい。額の場合には、妥協の余地は潜在的に大きいと考えてよいであろう。ここにも、帝政ロシア労働政策のよって立つ中央ロシアの意義が示されているとみられる。

協定が成立せず、事件が工場監督官の手を離れたあとはどうなるのであろうか。1910年版『報告集成』は、キエフ管区からの報告として、工場監督官が不都合の協定文書を作成したのちに、当事者たちが法定の基準よりかなり²⁸⁾ひくい額での公正約定証書を作成している例のあったことを記しているが、一般的傾向は不明である。被災労働者たちは、法廷に訴える権利をまだもっていたが、その権利がどの程度発揮されたかは、すでに工場監督官が責任をもつべき領域外の出来事であって、『報告集成』は何事をも語ることはない。

1) 1906年版 Свод, XIV頁。

2) 1908年版 Свод, 046頁。1909年版 Свод, XXVII頁。

- 3) 1908年版 Свод, 047頁。
- 4) 同前, 同頁。
- 5) 1906年版 Свод, XIV頁。
- 6) 同前, XXII頁。
- 7) 1910年版 Свод, LXVII頁。
- 8) 1909年版 Свод, XXI頁—XXII頁。
- 9) 1908年版 Свод, 035頁。
- 10) 同前, 032頁。
- 11) 1907年版 Свод, XXIII頁。
- 12) 同前, XXIV頁。
- 13) 同前, XX頁。
- 14) 同前, XXIX頁。1908年版 Свод, 039頁。
- 15) 同前, 036頁。
- 16) 同前, 同頁。
- 17) 1907年版 Свод, XXIX頁。
- 18) 同前, XXX頁。
- 19) 同前, XIV頁。
- 20) 1908年版 Свод, 036頁。
- 21) 同前, 037頁。
- 22) 1907年版 Свод, XV頁。
- 23) 同前, XXIX頁。
- 24) 同前, XIV頁。
- 25) 1910年版 Свод, LXIX頁。
- 26) 同前, LXVII頁。
- 27) 同前, 同頁。
- 28) 同前, 同頁。